

山川中学校の生活

山川中学生として、自信と誇りをもとう！

1. 校内生活

- (1) 学校生活はノーチャイムなので、時計を見て行動しよう。
- (2) 登下校は、原則、制服とする。
- (3) 欠席の場合は必ず電話かマチコミのお休み連絡により、中学校に連絡をする
(山川中学校 0883-42-3137)。遅刻、早退の場合も必ず担任に届ける。
- (4) 登校後は許可なしに校外に出ない。
- (5) 不必要な金銭や遊具、雑誌類は学校に持ってこない。
- (6) 携帯電話、スマートフォンの持ち込みについては、原則として禁止する。
- (7) 校内(登下校時を含む)での飲食は禁止する。(学校が許可した以外)
- (8) 保健室で休む時は、1時間を限度とし、その後は適宜帰宅する。

2. 校外生活

- (1) 交通ルールを守り、正しい行動をする。
- (2) すすんで家の手伝いをする。
- (3) 映画館やゲームセンター、カラオケボックス等は、原則として保護者同伴とする。
- (4) 無断外泊は禁止とする。

3. 部活動

部活動は、集団活動を通して規律を学び、心身を鍛え、対外試合等で練習の成果を試しながら、仲間との交流を深めるものです。

- (1) 部活動の加入は自由参加としている。自分の能力や希望に応じて適した部を選び、入部の手続きをとること。
- (2) 入部、退部については顧問の承認を必要とする。
- (3) 中間テスト3日前、期末テスト5日前から部活動は中止し、計画的に家庭学習に取り組もう。(ただし、公式試合や大会が控えている部については、その都度対応する。)
- (4) 部活動の時間は、平日2時間程度、休日・祝祭日は3時間程度とする。
- (5) 部室の使用については規定を守る。

4. 図書の利用

- (1) 貸出は、平日の昼休み 13:00～13:10。期間は7日以内。原則として1人1冊。
- (2) 運営はすべて図書委員により運営されるので、図書委員の指示に従うこと。
- (3) 長期休業の場合は、特別貸出をする。

5. 体育館・武道館の使用について

- (1) 使用した用具の後片づけ・清掃を完全にすること。
- (2) 最後に使用した者は、消灯、戸締まりの確認をし、担当教員に連絡すること。
- (3) 体育館・武道館の使用は、担当教員のいるときに限る。

6. 服装について

夏用：原則として6月～9月 冬用：原則として10月～5月（※移行期間なし）

男 子	女 子
【夏期上衣】 白色カッターシャツ（長袖も可） 夏服の裾はズボンの中に入れる。	【夏期上衣】 白色丸襟ブラウス（長袖も可） 棒ネクタイ
【冬期上衣】 黒色標準学生服（特に裾の長いもの や短い服等は禁止） 襟には白カラーをつける（白ライン可）	【冬期上衣】 紺色標準セーラー服 三角きんネクタイ （スラックスの場合、ネクタイは不要）
【ズボン】 黒色標準学生ズボン（特に幅の広いもの や狭いズボンは禁止） ベルトについては、黒や茶色の華美でないものを着用する。	【スカート】 紺色標準スカート（特に裾の長いスカート、 短いスカートは禁止）
	【スラックス】 女子スラックス（指定）

【制服の下着】 〔冬服〕 Tシャツ、トレーナー、カッターシャツなどの華美でないものがのぞましい。 制服の下から服を出さないように着用する。 〔夏服〕 白色で無地またはワンポイントのものとする。 （※学校指定の体操服も可）

【靴下】 白色・黒色・濃紺色を基調としたもの。(ワンポイントまでのマーク) 女子のストッキングは黒色、ベージュとする。
【靴】 運動靴 体育の授業や部活動を意識した靴選びをすること。 ハイカット・ミドルカット・デッキシューズは禁止。 体育館シューズは学校指定のもの。
【上履き】 学校指定のもの。学年ごとに色が違う。(赤・緑・黄)
【防寒着】 ・中学生らしく登下校にふさわしいものとする。色・形は特に規定していないが、華美でないものとする。(部活動等でそろえているものは可) ・手袋は指が分かれているもの、マフラーは短いものを着用する。ネックウォーマーも着用してよい。(華美でないものとする。) ・座布団や膝掛けは教室内のみで使用する。移動教室などで持ち運ぶ際は、折りたたんで持って行き、腰に巻くのは禁止とする。 ※防寒着は通学時に着用するものであって、教室内での着用は原則として禁止。

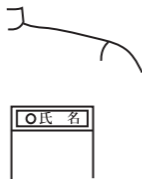
7. 髪型について

清潔で中学生らしい自然な髪型を基本とする。毛染め・脱色・スプレーやワックスでの整髪・パーマ等は禁止。長髪の場合は、華美でないゴムやピンでまとめる。その他、飾ることを目的としたヘアピン等は禁止とする。

8. 名札について(下図参照)

学校指定のもの。学年ごとに字の色が違う。(赤・緑・黄)

男 子



女 子



9. 通学用カバン

特に指定はなし。ただし、教科書等を持ち運びするのに適したもの。

10. 自転車通学について

(1) 自転車通学を希望する生徒については、自転車通学許可願を届け出た者について許可する。ただし、学校で定めた規定を守ること。

- ・必ずヘルメット(原則として学校指定のもの)を着用する。
- ・普通自転車か変速機付き自転車(内装タイプのみ)とする。
- ・規定のハンドル・荷台(両立)・ステッカー(通学許可証)をつける。防犯登録をし、整備された安全な自転車に乗る。
- ・自転車置き場の指定された場所に整理して駐輪する。その際、鍵をかけ、鍵は各自で管理する。
- ・登下校は、学校に届け出た通学路を通る。国道および県道3号線の横断は、信号機かアンダーパスを必ず通る。
- ・山川駅構内の踏切は、横断を禁止する。

(2) 自転車通学の停止・取り消しについて

- ・交通規則を守る。違反したときは自転車通学を禁止する場合がある。禁止期間は違反事項に定める。

11. その他

- (1) ガラスや学校の備品を破損した場合は、全額弁償とする。
- (2) 早退したときは、「無事帰宅した」ことを学校(0883-42-3137)へ電話で報告する。
- (3) 登下校時には、心のこもったあいさつをする。
- (4) 正しく丁寧な言葉遣いをする。